

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年十月十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県条例第四十六号

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成十一年広島県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の表の第十八号(2)中「第三十四条第九号」を「第三十四条第十三号」に改め、同号(3)中「第三十四条第十号」を「第三十四条第十四号」に改め、同号(34)中「(33)」を「(35)」に改め、同号(34)を同号(36)とし、同号(33)を同号(35)とし、同号(32)を同号(34)とし、同号(31)を同号(33)とし、同号(30)を同号(32)とし、同号(29)中「(26)」を「(28)」に改め、同号(29)を同号(31)とし、同号(28)を同号(30)とし、同号(27)を同号(29)とし、同号(26)を同号(28)とし、同号(25)を同号(27)とし、同号(24)を同号(26)とし、同号(23)を同号(25)とし、同号(22)を同号(24)とし、同号(21)を同号(23)とし、同号(20)を同号(22)とし、同号(19)を同号(21)とし、同号(18)を同号(20)とし、同号(20)の前に次のように加える。

(19) 法第四十三条第三項の規定による建築等に係る協議

第二条の表の第十八号(17)を同号(18)とし、同号(16)を同号(17)とし、同号(15)を同号(16)とし、同号(14)中「第四十一条第二項」を「第四十一条第二項ただし書」に改め、同号(14)を同号(15)とし、同号(13)を同号(14)とし、同号(12)を同号(13)とし、同号(11)を同号(12)とし、同号(10)を同号(11)とし、同号(9)を同号(10)とし、同号(8)を同号(9)とし、同号(7)を同号(8)とし、同号(6)を同号(7)とし、同号(5)を同号(6)とし、同号(4)を同号(5)とし、同号(5)の前に次のように加える。

(4) 法第三十四条の二第一項（法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む）。

（ ）の規定による開発行為に係る協議

第二条の表の第三十五号中「第十八号(29)」を「第十八号(31)」に改める。

第三条の表の第五号(3)中「第十八条第十三項第一号」を「第十八条第二十二項第一号」に改め、同号(7)中「第十二項」を「第十三項」に改め、同号(10)中「第四項まで」の下に「及び第七項」を、「第六十八条の四」の下に「、法第六十八条の五の二」を加え、「第六

十八条の五の二第二項」を「第六十八条の五の三第二項」に、「第六十八条の五の四第一項」を「第六十八条の五の五第一項」に、「第六十八条の五の五」を「第六十八条の五の六」に改める。

第三条の表の第十九号(1)中「第三十四条第九号」を「第三十四条第十三号、法第三十四条の二第一項（法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）」に改め、「第四十三条第一項」の下に「及び第三項」を加え、同号中「市町」の下に「（三次市及び東広島市を除く。）」を加える。

附 則

この条例は、平成十九年十一月三十日から施行する。ただし、第三条の表の第五号(3)及び(10)（「第四項まで」の下に「及び第七項」を加える部分を除く。）の改正規定は、公布の日から施行する。